

主要地方道いわき上三坂小野線改良促進期成同盟会会則

(会の名称)

第1条 本会は、主要地方道いわき上三坂小野線改良促進期成同盟会と称し、事務所はいわき市土木部に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は、いわき市西北部を縦断する重要な主要地方道いわき上三坂小野線未改良地区の改良舗装によりいわき市及び古殿町の発展をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 本線のいわき市三和、遠野地区及び石川郡古殿町それぞれの未改良区間の改良舗装促進について関係機関へ陳情請願等を行うこと。
- 2 その他本会目的達成のため行う事業。

(本会の構成)

第4条 本会は、関連地域いわき市及び古殿町のそれぞれの地域を代表する者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	4 名
監 事	3 名

(役員を選出)

- 第6条 役員は総会において選出し、任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 2 会長は本会を代表し、会の運営にあたる。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長から指定された者がその職務を代行する。

(顧問及び参与)

第7条 本会は顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 本会は定期総会、臨時総会の二種とし、会長がこれを招集する。

2 定期総会は毎年1回開催する。

3 臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

4 総会は会員の3分の1以上出席しなければ成立しない。

5 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。

6 総会の議決を要する事項は次のとおりとする。

(ア) 収支予算

(イ) 決算の認定

(ウ) 会則の変更

(エ) 事業の認定

(オ) 役員の変更

(カ) その他会長において必要と認められた事項

7 総会の議長は会長とする。

(経費)

第9条 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 本会の事業及び会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附 則

この会則は昭和49年2月20日から施行する。

附 則

この会則は平成6年7月1日から施行する。

附 則

この会則は平成15年5月21日から施行する。